

TAX NEWS LETTER

2025
5

TOPICS

1. 相続放棄の手続きの流れ
2. 決算月変更のメリット・デメリット
3. 令和7年度労働保険の年度更新
4. 税務カレンダー（2025年6月の税務）

相続放棄の手続きの流れ

◆相続における3つの選択

相続が発生すると相続人となる者は、単純承認（プラスの財産もマイナスの財産もすべて相続する）、限定承認（プラスの財産の範囲内でマイナス財産を引き継ぐ）、相続放棄（遺産の相続を放棄し、プラスの財産もマイナスの財産も一切相続しない）のうちいずれかを選ぶことになります。

相続放棄を選択するのは一般的に借金が多い場合だと考えられますが、借金はなくとも相続に関わりたくない、財産分与ゼロでハンコを押すのは癪だ、といった他の理由がある場合でも、自分の意思で相続放棄を選ぶことができます。

◆相続放棄の流れ

（1）家庭裁判所へ相続放棄を申述する

相続放棄の申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所にしなければならないと定められています。申述書に申述内容を記入し、被相続人の住民票除票又は戸籍附票や申述人（放棄する人）の戸籍謄本など（被相続人との関係性によって必要書類は変わってきます）を添付して家庭裁判所に書類を送ります。

（2）家庭裁判所から「照会書」が届く

申述後、家庭裁判所から「照会書」が届き、①

誰かに強要されたり、②他人が勝手に手続きしたり、③相続放棄の意味がわからず手続きをしていないかなど、その申述が本人の真意によるものかの確認がなされます。

書類をよく読み、真意である旨を「回答書」に自筆で記載し、期限内に返送します。

（3）「相続放棄申述受理通知書」で完了

家庭裁判所から「相続放棄申述受理通知書」（相続放棄が無事に認められた旨の通知）が届いて手続き完了となります。

なお、他の相続人が相続手続きをする際には「相続放棄申述受理証明書」の原本が必要となります。通常は、受理通知書が届いた後に受理証明書の交付申請を行いますが、事前に受理証明書の交付申請を行えば受理通知書に同封されて受理証明書も届きます。

◆相続放棄のデメリット

相続放棄が完了すると後から撤回できないため、相続放棄完了後に莫大な財産が見つかったとしてもその財産を引き継ぐことはできません。また、他にも個々の事情で発生するデメリットもあり得ます。放棄に際しては、司法書士などの専門家に相談しながら手続きすることをお勧めいたします。



決算月変更のメリット・デメリット

最も多くの法人が決算月に設定しているのは3月。該当の法人は5月中までに申告を済まさなければなりません。決算が注目されるこのタイミングで考えたいのは、決算期を変更することで節税につながることがあるという点です。

例えば、ある年の決算月に予想外の利益が出ることが決算期前に分かったとします。その会社が節税以外の理由も含めて決算期を1ヶ月早めれば、元々の決算月に発生する利益を来期に持ち越すことができ、次の1年を掛けて節税対策をじっくり練ることが可能となります。

ただし決算期を変更すると減価償却や法人税の軽減税率の計算に関する調整に手間が掛かります。また期の途中で変更すると事業年度は当然短くなるため、他の事業年度との業績比較が困難となるのも事実です。納税期限が前倒しとなり、資

金繰りに悪影響が出ることにも注意を払わなければなりません。

決算期はむやみやたらと変更するものではありませんが、会社の状況に応じて変更することは検討に値するでしょう。その場合、株主総会の特別決議を経て定款の変更を行い、議事録のコピーを税務署や都道府県税事務所、また事業所を管轄する地域の市町村に、書類を提出することになります。

<情報提供：エヌピー通信社>

令和7年度労働保険の年度更新

労働保険の年度更新の時期が近付いてきました。

令和7年度労働保険の年度更新期間は6月2日（月）から7月10日（木）です。年度更新申告書は5月末頃に送付予定です。

申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けています。忘れずに申告・納付をお願いいたします。

2025年6月の税務

6月10日

- ・5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年12月～当年5月分）の納付

6月16日

- ・所得税の予定納税額の通知

6月30日

- ・4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>
- ・1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- ・消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（2月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>
- ・国外財産調書・財産債務調書の提出

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）（6月、8月、10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日）



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、月 日（ ） 時の予定です。
ご準備のほどよろしくお願ひいたします。